

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	葛城市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.katsuragi.nara.jp/index.cfm/11,25682,116,html">http://www.city.katsuragi.nara.jp/index.cfm/11,25682,116,html</a>

執行機関名 葛城市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十七年十二月二十一日条例第二十五号) 別表第二 第六の項 小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第一条	葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成十七年九月一日告示第百二十一号) 第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この告示は、 <u>小児慢性特定疾患児</u> に対し、 <u>特殊寝台等</u> の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、 <u>日常生活の便宜</u> を図り、 <u>その福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児慢性疾患児日常生活用具給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第7条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請にかかる小児慢性特定疾患児童又は当該小児慢性特定疾患児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第7条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請にかかる小児慢性特定疾患児童又は又は当該小児慢性特定疾患児と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		